

学校でけがをしたとき

— 災害共済給付制度 —

日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」は、万が一、学校生活の中でお子様がけがなどをして医療機関にかかった場合に、医療費や見舞金を保護者に給付する制度です。

◆給付の対象

学校の管理下における児童生徒の負傷・疾病に対する医療費、障害または死亡が給付の対象です。

※学校の管理下とは、登校するときから、下校するまでの間のことで、決められた通学路での登下校や、遠足・校外学習・運動会・修学旅行・野外教育活動・授業後の部活動・学校から参加する各種大会などを含みます。

◆掛金

年間1人935円（R7）必要ですが、蟹江町では町が全額負担しています。

◆申請の手続き

学校でけがをして医療機関にかかった場合、保護者の方へ用紙をお渡しします。「医療等の状況」は病院で、「日本スポーツ振興センター災害給付金振込希望口座」は保護者の方で記入していただき、学校に提出してください。

◆給付金額

療養費 5,000 円（自己負担 1,500 円）以上が給付の対象になります。

（例）療養費 5,000 円の場合

| |
|------------------|
| 医療保険（保険証）3,500 円 |
|------------------|

| |
|--------------|
| 自己負担 1,500 円 |
|--------------|

日本スポーツ振興センター給付金は 2,000 円

| |
|-------------|
| 医療費 1,500 円 |
|-------------|

| |
|-----------|
| 見舞金 500 円 |
|-----------|

◆給付方法

- 給付金の請求は、1 か月ごとに行いますので、治療が翌月にかかる場合は新たに用紙をお渡しします。その場合は、お申し出ください。
- 蟹江町子ども医療助成があり、自己負担（窓口での支払）がありませんので、見舞金のみが給付金として保護者の金融機関口座に蟹江町より振り込まれます。

◆給付の制限

- けがなどをした日から2年以内に請求しない場合、給付の請求権がなくなります。
- 損害賠償など、第三者などにより補償を受けた場合は、給付を行わない場合があります。
- 生活保護世帯の児童生徒のけが・疾病については給付されません。（別の制度があります。）